

【平成30年度 中京大学 教員免許状更新講習 受講案内】

1. 受講資格

平成 21 年 3 月 31 日までに授与された教諭免許状をお持ちの方で、①平成31年3月31日もしくは②平成32年3月31日に修了確認期限を迎える方々。

【①該当する生年月日】

昭和38年4月2日～昭和39年4月1日

昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

昭和58年4月2日～昭和49年4月1日

【②に該当する生年月日】

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日

昭和49年4月2日～昭和50年4月1日

昭和59年4月2日～

※更新講習の受講対象は現任教員等です。詳細は文部科学省 HP をご確認ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

2. 講習日程

平成30年8月2日(木)～8月8日(水)※平日のみ

3. 講習会場

中京大学(名古屋キャンパス):名古屋市昭和区八事本町 101-2

4. 受講料

1 時間(60 分)につき 1,000 円

5. 受講手続きの流れ

5/7～ 5/25(必着)	申込受付	■提出書類 (1)様式①免許状更新講習受講申込書(できれば両面印刷) (2)様式②受講対象者証明書 (3)様式③事前アンケート(1講座につき1枚) (4)返送用切手(120円切手を2枚同封してください) ※申込受付は、先着順ではありません。 ※申込者多数の場合は、本学卒業生・本学附属高校教員を優先し抽選をいたしますので、予めご理解をいただきお申込みください。 ※修了確認期限を延長されている方は、その証明書の写し(コピー)を同封してください。 ■送付先 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 中京大学 教学部教職支援課 免許状更新講習係
↓		
6/7頃	受講可否通知	受講の可否を書面にて通知いたします。 受講可の場合は、受講料払込書を同封いたします。 ※6月14日を過ぎても通知が届かない場合はお手数ですが問い合わせください。
↓		
7月上旬	受講票送付	受講料払込の確認後、受講票と講習要領を送付いたします。 ※7月中旬を過ぎても届かない場合はお手数ですが問い合わせください。
↓		
8/2～8/8	講習実施	全講習名古屋キャンパスで実施いたします。
↓		
8月下旬	履修認定	証明書を送付いたします。

6. 申込書等(様式①②③)の記入について

- (1) 必要事項を漏れなくご記入ください。(不備がある場合は、受講を認めない場合があります)
- (2) 顔写真は必ず貼付してください。
- (3) 申込印を忘れず押印ください。
- (4) 受講対象者証明書(受講対象者である証明印が必要)を必ず提出してください。
- (5) 事前アンケートをご記入ください。(1 講座につき 1 枚)※アンケート内容は抽選に影響しません。

7. 修了認定試験

修了認定試験は、各講習の時間内において筆記試験を実施いたします。

8. 開講講習一覧

次の 3 つの領域から合計 30 時間以上の受講が必要です。講習内容の概要は別紙をご覧ください。

(1) 必修領域(6時間)

開設日	講習名	時間数	定員
8月3日(金)	① 教育の最新事情	6時間	80名

(2) 選択必修領域(6時間)

開設日	講習名	時間数	定員	受講対象者
8月6日(月)	② 学校教育における課題と展望	6時間	40名	小・中・高等・特別支援学校教諭
8月6日(月)	③ 教師が活きる学校経営	6時間	40名	小・中・高等・特別支援学校教諭

(3) 選択領域(合計18時間)

開設日	講習名	時間数	定員	受講対象者
8月2日(木)	④ 健康・スポーツに関する指導	6時間	50名	中・高等学校の保健体育科教諭
8月2日(木)	⑤ 生徒指導に関する学校と関係機関との連携	6時間	40名	小・中・高等学校教諭
8月7日(火)	⑥ 新しい国語科指導	6時間	40名	中・高等学校の国語科教諭
8月7日(火)	⑦ 道徳教育	6時間	40名	小・中・高等学校教諭
8月7日(火)	⑧a ワークショップ:協同学習を創る	6時間	24名	小・中・高等学校教諭
8月8日(水)	⑧b ワークショップ:協同学習を創る	6時間	24名	小・中・高等学校教諭
8月8日(水)	⑨ 言葉への理解を深める	6時間	40名	小・中・高等学校教諭

(ご注意)

※平成 29 年度に受講された方は、同一名称講習を受講することはできません。

※⑧a および⑧b を同時に受講することはできません。

※④及び⑥はお持ちの免許校種・教科が受講条件となります。

※教員免許更新制の詳細は文部科学省 HP をご確認ください。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

※受講において遅刻・早退は、時間数不足により単位認定ができかねますので、ご注意ください。

9. 受講時間割(目安)

時限	時刻	時間
1限目	9:10~10:40	90分
2限目	10:50~12:20	90分
お昼休み	12:20~13:20	
3限目	13:20~14:50	90分
4限目	15:00~16:30	90分

10. 申込後の内容変更およびキャンセルについて

受講申込後に申込内容を変更またはキャンセルする場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
(申込時期によりお受けできない場合もあります。予めご了承ください。)

11. その他

(1) 免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について

必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます。選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます。選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます。

(いずれも、他の領域への振替えはできません)。

(2) 受講対象者の証明について

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明していただく必要があります。

(文部科学省 HP 参照 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm)

申込時に証明(証明者による記名・押印等)をしていただきます。

<受講対象者の証明方法について>

受講対象者の区分		証明の方法(※注)
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する 学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明
認定こども園及び認可保育所の保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明	
幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明	
教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

(※注) 証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。

(例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。)

(3) 個人情報の取り扱い

申込書類及び認定試験の実施により取得した個人情報については、以下の目的に限り利用いたします。

- ・都道府県教育委員会より、履修認定に関する照会があった場合

12. お問い合わせ先

中京大学 教学部教職支援課 免許状更新講習係 (担当:小島・伊藤)

〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2

TEL : 052-835-7162 FAX: 052-835-7164 (受付時間 月～金 9:00～17:00)

平成30年度 中京大学 教員免許状更新講習 講義概要

【必修領域】

講習の名称	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数
教育の最新事情	<ul style="list-style-type: none"> 世界の教育と日本の教育を比較しながら、今必要と考えられる学校教育について検討する。 「教師のライフコース」を辿りながら、子ども観・教育観について考察する。ワークショップを取り入れる。 発達障害児の理解とその支援について検討する。 近年の生活状況の変化を踏まえた生徒指導や、カウンセリングマインドに基づいた支援のあり方について検討する。 	大内 裕和(国際教養学部教授) 小峰 総一郎(国際教養学部教授) 明畷 光宜(心理学部准教授) 鎌田 陽世(国際教養学部非常勤講師)	6時間	平成30年8月3日	6,000円	80人

【選択必修領域】

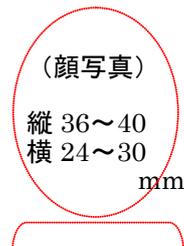
講習の名称	取り扱う事項	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	主な受講対象者		
								学校種	免許職種、教科等	職務経験等
学校教育における課題と展望	学校を巡る近年の状況の変化 学習指導要領の改訂の動向等	<ul style="list-style-type: none"> 学力の本質の解明と新学習指導要領とを対照する。 日本の学校教育が持っている特徴を国際比較と歴史の視点から紹介し、近未来の社会に向けてどのような課題があるかを紹介する。 その上で、展望を受講生の皆様と議論する。 	大内 裕和(国際教養学部教授) 相澤 真一(現代社会学部准教授)	6時間	平成30年8月6日	6,000円	40人	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	特定しない	特定しない
教師が活きる学校経営	様々な問題に対する組織的対応の必要性 学校における危機管理上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、基本的に教師個人の仕事遂行が多い職場である。その際に気をつけることや同僚性が大切なことを生徒指導面に焦点を当てて理解を深める。 学級崩壊克服から生き生きとした学びの学校づくりを成し遂げた体験を通して理解を図る。 	山田 宏(国際教養学部非常勤講師) 山本 美一(元名張市つつじヶ丘小学校校長)	6時間	平成30年8月6日	6,000円	40人	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	特定しない	特定しない

【選択領域】

講習の名称	講習の概要	担当講師	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	対象職種	主な受講対象者
健康・スポーツに関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の概要とその実際。HQCにおける、特性要因分析、チェックリストの実際とその効果。 成長期の生徒におけるスポーツ傷害の治療と予防について、基礎的知識から最新の知見まで情報提供する。 現代社会における体育・スポーツの諸問題についてスポーツ哲学・倫理的アプローチにより問題解決の方向性を探る。 良い“遊び”は社会性育成に大切である。また、学級経営にも役立つ。“楽しさ”の学習への役立ちを講じたい。 	小磯 透(スポーツ科学部教授) 光山 浩人(スポーツ科学部教授) 近藤 良享(スポーツ科学部教授) 瀧 克己(スポーツ科学部教授)	6時間	平成30年8月2日	6,000円	50人	教諭	中学校保健体育科・ 高等学校保健体育 科教諭向け
生徒指導に関する学校と関係機関との連携	中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(2015年12月)は、「教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補う」必要性を指摘している。本講座では、子どもの貧困問題、不登校、非行等に関わってきた専門家によるケース・スタディを中心に、学校と関係機関との連携のあり方について検討する。	井上 陽子(国際教養学部非常勤講師) 丹下 加代子(国際教養学部非常勤講師)	6時間	平成30年8月2日	6,000円	40人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
新しい国語科指導	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、小説、エッセイ、報告書等、多様なジャンルの文章を特徴付ける要因を統計的に分析、実態について解説し、文章作成教育への応用に言及する。また日本語データベースの国語教育への利用についての解説を行う。 日本文学の主要作品について、主に「春秋優劣」をテーマに、時代縦断的に取り上げて新教材としての可能性を追究し、日本文化の伝統について考察しつつ、アクティブ・ラーニングの題材として活用する実践例を考えたい。 	宮内 佐夜香(文学部准教授) 佐々木 俊臣(文学部客員教授)	6時間	平成30年8月7日	6,000円	40人	教諭	中学校国語科・高等 学校国語科教諭向 け
道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> 「考え、議論する道徳」への転換と言われている近年の道徳教育政策の動向を概観し、今後の道徳教育のあり方を考える。 ヨーロッパ評議会が開発・推進してきた人権教育実践の一部を体験する。またその背景にある経験学習論について考察する。 	原口 友輝(国際教養学部准教授)	6時間	平成30年8月7日	6,000円	40人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
ワークショップ:協同学習を創る	日本協同教育学会が開発した協同学習の進め方の基本習得のためのワークショップを行う。受講者参加型の講習となる。 ① 協同の考え方に立つ学習観・教育観 ② 授業で使える協同の技法	水谷 茂(名古屋学院大学非常勤講師)	6時間	平成30年8月7日	6,000円	24人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
ワークショップ:協同学習を創る	日本協同教育学会が開発した協同学習の進め方の基本習得のためのワークショップを行う。受講者参加型の講習となる。 ① 協同の考え方に立つ学習観・教育観 ② 授業で使える協同の技法	水谷 茂(名古屋学院大学非常勤講師)	6時間	平成30年8月8日	6,000円	24人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け
言葉への理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> 社会における性差、地域差、世代差などの多様性が言葉に与える影響について具体例を挙げ、学校教育の視点から考察する。 多言語社会の言語政策、言語状況、教育の現状を、特にインドの事例を踏まえて報告する。教育言語、母語の重要性、英語の功罪、言語学習負担、インドの教育問題等について考察する。 	吉川 寛(国際英語学部非常勤講師) 榎木 蘭 鉄也(国際英語学部教授)	6時間	平成30年8月8日	6,000円	40人	教諭	小学校・中学校・高 等学校教諭向け

【様式①】 中京大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名			申込印	生年月日	昭和 年 月 日	
連絡先	(〒) 都道府県	市区町村	(TEL) - - (携帯) - -			
出身大学	大学	学部	昭和・平成	年度卒業		
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者		(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舍指導員 学校栄養職員 養護職員			
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者		(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者		(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		(勤務先)			
	⑤その他		(勤務先)		(職名)	

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。) ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。
 ※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成 年 月 日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成 年 月 日

○ 受講希望講習について記入してください。 ※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

【様式②】受講対象者証明書

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。

証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな		生 年 月 日	昭和 年 月 日
氏名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

（機関名・役職名）
証 明 者 名
（氏 名）

印

【様式③】 中京大学 免許状更新講習事前アンケート（平成 30 年度）

※お手数ですが、受講予定講座毎に本アンケートを 1 枚ずつご記入ください。（1 講座につき 1 枚）

■受講する予定の講習名をお書きください。

■本講習を志望された理由をお書きください。

■本講習に期待することをお書きください。

記入例

【様式①】 中京大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名	ちゅうきょう はなこ 中京 花子	申込印		生年月日	昭和49年5月30日	(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
連絡先	(〒466-8666) 愛知 都道府県 名古屋 市区町村 昭和区八事本町101-2	(TEL) 052-835-7162 (携帯) 090-△△△△-〇〇〇〇				
出身大学	大学	学部	昭和・平成	年度卒業		
受講対象者の区分 ※①~⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) 愛知県立〇〇高等学校 (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員				
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)				
	⑤その他	(勤務先)	(職名)			

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。) ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
中学校教諭一種免許状	保健体育	昭和・平成 9年3月19日	平成 32年3月31日
高等学校一種免許状	保健体育	昭和・平成 9年3月19日	平成 32年3月31日
		昭和・	年 月 日

文部科学省のHPでご確認ください。

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付し
※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成 年 月 日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成 年 月 日

○ 受講希望講習について記入してください。 ※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	開設日
希望する講習名開設日をご記入ください。	教育の最新事情	8月3日
選択必修領域講習	学校教育における課題と展望	8月6日
選択領域講習	健康・スポーツに関する指導	8月2日
	道徳教育	8月7日
	ワークショップ:協同学習を作る	8月8日

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

【様式②】受講対象者証明書

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。
証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな	ちゅうきょう はなこ	生 年 月 日	昭和 49年 5月 30日
氏名	中京 花子		

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	○
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

日付を必ず、ご記入ください

平成 30年 5月 19日

証 明 者 名

(機関名・役職名) 愛知県立○○高等学校

(氏 名) 校長 ○○ ○○

印

〔受講者本人記入欄〕を提出する必要はありません。メモまたは下書きとして使用してください。

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		平成 年 月 日	平成 年 月 日

○旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

＜旧免許状＞

平成21年3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

＜新免許状＞

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
 （いずれも、他の領域への振替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、
 ○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。
 ○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

※平成30年5月31日までに修了確認を受ける者までは、該当する可能性があります。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）